



地域見守り活動をしています～孤立死ゼロを目指して～

社会的に孤立し、亡くなってから時間が経過して発見される孤立死を防ぐため、企業と連携し高齢者等の見守り活動を行っています。現在、82企業と協定を結んで、見守りネットワーク体制を作っています。

企業との協力内容

協定を結んでいる企業が、訪問先や日常の業務の中で異変を察知した場合、地域包括支援課に連絡し、連絡を受けた地域包括支援課は関係機関と連携して速やかに対応します。

異変のサイン(例)

- 【家の状況】**
- ①ポストに郵便物がたまっている。
 - ②日中でも外灯がついたままになっている。または、夜でも室内の電灯がついていない状態が続いている。
 - ③同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。
 - ④異臭がする。など
- 【人の状況】**
- ①極端に痩せている。顔色が悪い。生気がない。不自然なケガやアザが見られる。
 - ②同じ話を繰り返す。
 - ③季節に合った服装をしていない。など

昨年度の事例

協定を結んでいる宅配業者が、一人暮らしの高齢者宅へ弁当を配達した際に、前日分がそのまま残っており、玄関に鍵がかかっていて応答がないため、地域包括支援課へ通報。

- ➔ 地域包括支援課が、状況確認をしたがご本人と連絡が取れず、すぐに警察へ通報。
- ➔ ご本人は自宅内で倒れておられ、病院に救急搬送。一命を取り留められた。

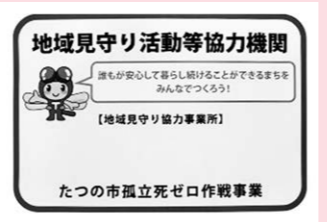
地域の協力機関を募集します

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中での見守り活動に、ご協力をお願いします。新たに協力いただける企業・事業者の方は、地域包括支援課までご連絡ください。

▶ 地域包括支援課 (☎64・3270)

地域見守り活動等協力機関ステッカー

協力機関には、活動車や事業所などの見えやすい所に貼っていただいています。



「ピカッとシューズステッカー」(はいかい高齢者等早期発見ステッカー)をご存じですか

認知症等により行方不明になるおそれのある方が「はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク事業」へ事前登録した時に、靴等に貼る「ピカッとシューズステッカー」を配布しています。

「はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク」とは

登録された方の日頃の見守りと、行方不明時には、関係機関や地域の協力者が連携を図りながら捜索し、速やかに発見・保護するための仕組みです。

登録方法 地域包括支援課の窓口で、登録してください。
※登録は無料です。

皆さまへのお願い 高齢者が行方不明となった場合、迅速に対応するため、多くの方々からの情報が必要です。緊急情報発信システム「たつの防災防犯ネット」は、登録していただいた方に、行方不明者などの情報をお知らせするものです。行方不明者の早期発見のために、「たつの防災防犯ネット」への登録をお願いします。

▶ 地域包括支援課 (☎64・3125)



ピカッとシューズステッカー

防災防犯ネットへの登録はこちら



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。控除の対象となるのは、令和5年1月から令和5年12月までの納付額全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。なお、社会保険料控除を受けるためには、令和5年中に納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書を添付してください。

対象者		送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます)	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬

控除証明書に関する問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03・6630・2525をご利用ください。

受付時間 ●月～金曜日：8時30分～19時 ●第2土曜日：9時30分～16時

※土(第2土曜日を除く)・日・祝日、12月29日から1月3日まではご利用いただけません。



固定資産(家屋)の届け出について

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。令和5年中に家屋を取り壊す等変更があった場合は、下記のとおり年末(12月28日)までに市税課資産税係までお届けください。



① 家屋滅失届

家屋の一部または全部を取り壊したとき。

※登記済家屋の場合、年末までに法務局で滅失登記をしていただくことで市への届出は不要になります。

② 未登記家屋の名義人変更願

相続・売買等によって未登記家屋(法務局で登記されていない家屋)の名義人を変更したとき。

▶ 市税課 (☎64・3146)

農業委員会だより

メリットが盛りだくさん「農業者年金」に加入しませんか?

農業者年金は、65歳未満(60歳以上は、国民年金任意加入被保険者)で国民年金の保険料を支払っている農業者の方なら誰でも加入できます。

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に設定・変更でき、社会保険料控除の対象となります。

また80歳までの保証付き終身年金で、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

農業者年金に加入して豊かな老後に備えましょう。

▶ 農業委員会事務局 (☎64・3185)

農業者年金加入推進説明会

年金専門員が個別相談に応じます。

とき 11月29日(水)
13時30分～16時

ところ 市役所本館3階 303会議室

※事前予約制です。参加を希望される方は、11月24日(金)までに電話で予約をしてください。